

## 敦賀河川漁業協同組内共第8号第五種共同漁業権 遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第8号五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれの中欄の漁具・漁法により右欄の規模の範囲内でなければならない。

| 魚種         | 漁具・漁法      | 規模                            |
|------------|------------|-------------------------------|
| あゆ         | 竿釣（友釣、毛針釣） | ルアーおよびリールは使用禁止                |
|            | さで網        | 周囲 1.3メートル以下<br>目合 3センチメートル以上 |
| やまめ<br>いわな | 竿釣         |                               |

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

| 魚種      | 期間                   |
|---------|----------------------|
| あゆ      | 組合が公表した解禁日から10月15日まで |
| やまめ・いわな | 2月1日から9月30日まで        |

2 前項の公表は、この組合の掲示板及び組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具・漁法によるあゆの採捕は、同表中欄の区域内においては、同表の右欄の期間内はしてはならない。

| 漁具・漁法 | 区 域   | 期 間            |
|-------|---|----------------|
| 竿釣    | 笙の川本流と木の芽川との合流点から河口までの区域                    | 解禁日から10月15日まで  |
|       | 笙の川橋下流端から笙の川本流と木の芽川との合流点までの区域               | 9月1日から10月15日まで |
| さで網   | 笙の川橋下流端から河口まで区域及び笙の川本流と五位川との合流点から堂橋上流端までの区域 | 解禁日から10月15日まで  |
|       | 上記以外の区域                                     | 解禁日から9月4日まで    |

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。

| 魚 種        | 漁具・漁法 | 遊漁料 |        |
|------------|-------|-----|--------|
| あゆ         | 竿釣    | 1日  | 3,000円 |
|            |       | 1年  | 8,000円 |
|            | さで網   | 1年  | 8,000円 |
| やまめ<br>いわな | 竿釣    | 1日  | 1,500円 |
|            |       | 1年  | 4,000円 |

2 遊漁料付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 敦賀河川漁業協同組合事務所(敦賀市道口7-32-1)

(2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

魚流釣具店 (敦賀市舞崎2-6-29)

三水釣具店 (敦賀市三島1-16-31)

上州屋新敦賀店 (敦賀市木崎12-61)

なかむら敦賀店 (敦賀市曾々木28)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(附 則)

この規則は、行政庁の認可のあった日より施行する。

遊漁承認証  
表

NO.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

|     |         |
|-----|---------|
| 遊漁者 | 住所      |
|     | 氏名 (年令) |

承認期間

魚種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発行年月日

発行者

敦賀河川漁業協同組合

印

取扱所及び取扱者名

印

裏

○ 注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
- 2 本証の使用は記名者本人に限ります。
- 3 漁場監視員巡視の際は本証を掲示ください。
- 4 遊漁規則を遵守してください。問題行為のある釣り人を見かけたときは漁協事務所（0770-25-8366）までご一報ください。
- 5 違反を確認した場合は遊漁をお断りすることがあります。
- 6 本証の再発行は致しません。
- 7 年券の場合には、最近6ヵ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。

○ 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

- 1 当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚の放流、禁漁区の設定及び下流からの汲み上げ放流です。
- 2 この河川における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、福井県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示書に基づくもの及び当組合が独自に指示書に上乘せした量を放流しております。
- 3 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。

組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

4 この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。ご意見がありましたら漁協事務所までご連絡ください。

5 当組合は、漁場管理を行う資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査に努めていますのでご協力ください。

## 別記様式第2号

### 漁場監視員証 表

|                             |
|-----------------------------|
| NO                          |
| 漁場監視員証                      |
| 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。 |
| 氏名 (年令)                     |
| 有効期間                        |
| 発行者                         |
| 敦賀河川漁業協同組合 印                |

### 裏

|   |
|---|
| 注意事項  |
| 1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。                              |
| 2 被取締者から請求があったときは、この証を提示すること。                       |
| 3 取締りに当たっては、言語態度を穏和にすること。                           |
| 4 取締りは、公平にして厳重にすること。                                |
| 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。 |